

○徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業

(事業概要)

環境影響評価実施根拠	奈良県環境影響評価条例
事業種類	土石採取事業の変更の事業
事業規模	対象事業実施区域の面積 約 69.24ha
事業実施者	徳本砕石工業株式会社
事業実施場所	奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町
関係地域を所管する市町村	奈良県吉野郡大淀町、高市郡高取町、高市郡明日香村

(手続状況)

・方法書

方法書提出	平成26年9月19日
方法書公告	平成26年10月1日
方法書縦覧期間	平成26年10月1日～10月31日
方法書に対する意見書提出期間	平成26年10月1日～11月14日
方法書に対する意見書数	0通
住民意見概要提出	平成26年12月9日
環境審議会へ諮問	平成26年10月7日
環境審議会答申	平成27年2月5日
方法書に対する知事意見【別紙記載】	平成27年2月16日

・準備書

準備書提出	平成28年3月30日
準備書公告	平成28年3月31日
準備書縦覧期間	平成28年3月31日～5月2日
準備書に対する意見書提出期間	平成28年3月31日～5月16日
準備書に対する意見書数	0通
住民意見概要提出	平成28年5月24日
環境審議会へ諮問	平成28年4月4日
環境審議会答申	平成28年9月1日
準備書に対する知事意見【別紙記載】	平成28年9月16日

・評価書

評価書提出	平成28年11月25日
評価書公告	平成28年12月8日
評価書縦覧期間	平成28年12月8日～平成29年1月6日

(環境審議会審議経過)

・方法書

第1回環境影響評価審査部会	平成26年12月12日
第2回環境影響評価審査部会	平成27年1月16日
環境審議会	平成27年2月5日

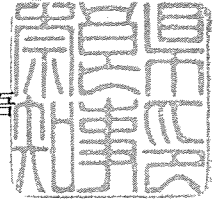
・準備書

第1回環境影響評価審査部会	平成28年5月13日
第2回環境影響評価審査部会	平成28年7月8日
第3回環境影響評価審査部会	平成28年8月1日
環境審議会	平成28年9月1日

環 政 第 396 号
平成 27 年 2 月 16 日

徳本砕石工業株式会社
代表取締役社長 徳本達夫 殿

奈良県知事 荒井 正吾



徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書についての意見

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価方法書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

方法書に記載された対象事業の目的および内容は、徳本砕石工業株式会社が奈良県吉野郡大淀町芦原 377-1 他、高市郡高取町清水谷 2292-2 他（以下「対象事業実施区域」という。）において、現在稼働中の採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また長期間の事業実施を予定されており、自然環境及び周辺的生活環境にも影響を与えることが懸念されることから、以下の点に配慮して長期にわたる段階的な事業の進捗状況も踏まえて環境影響評価が行われることが適当である。

1 大気質、騒音・振動

- ア 大気質・気象調査地点について、バックグラウンド濃度の調査地点に加え、事業の影響を受ける地点を追加して調査予測評価を行うこと。
- イ 粉じんの予測について、現在の散水の実施状況について詳細を準備書に記載し、その状況を踏まえ予測評価を行うこと。
- ウ 騒音振動の調査地点と敷地境界・施設との位置・距離関係を準備書に記載すること。
- エ 製品プラントの施設について、将来的に規模の変更や移設を行うことを考慮し、そのことを準備書に記載し、移設後の予測評価も併せて行うこと。

2 水質

- ア 降雨による影響を予測する際には、当該地域における過去の雨量も踏まえ、通常の降雨時に加え、豪雨時を条件とした予測も行うこと。
- イ 調整池について、大雨が降った際に十分処理できる対策を検討し、準備書に記載すること。
- ウ 畑屋川の水質調査地点について、さらに上流の民家付近に調査地点を設けて調査予測評価を行うこと。
- エ 現地調査の調査項目について、「水質汚濁に係る環境基準」（人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する環境基準）に規程する項目についても調査を実施すること。

3 動物、植物、生態系

- ア 地域の概況に記載されている重要な動物及び植物について、重要な種と判断した理由を準備書に記載すること。
- イ 動物の現況調査の際には、芦原川の暗渠についても調査を実施すること。
- ウ 植生調査について、調査範囲外においても周辺環境において重要と思われる地点がある場合は、調査の追加を検討すること。
- エ 文献調査にあたっては市町村史や植物研究会の文献等も参考にして実施すること。

4 景観

- ア 予測地点は、南方からだけでなく、北方の高取方面からの見え方を把握できる地点も選定すること。
- イ 主要な眺望点からの景観に加え、事業地前の道路等、直近の場所からの見え方についても調査予測評価を実施すること。

ウ 修景緑化の計画内容を具体的に準備書に記載すること。

5 文化遺産

ア 地域の概況における文化財等の状況については、有形文化財、民俗文化財、文化的景観、伝統的建造物群についても確認し、準備書に記載すること。また、市町村指定の文化財の有無を確認し、準備書に記載すること。

イ 対象区域内には、山城や山岳寺院等の遺跡が存在する可能性があるため、それを念頭において分布調査・確認調査を実施すること。

6 その他

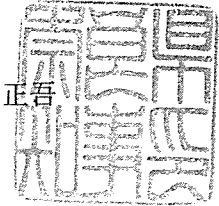
ア 岩石採取計画の断面図に国道 169 号の芦原トンネル、新芦原トンネルを記載し、位置関係を準備書に記載すること。発破作業や岩石採掘等に伴うトンネルへの影響について予測評価を実施すること。



環 政 第 2 6 8 号
平成28年9月16日

徳本砕石工業株式会社
代表取締役社長 徳本 達夫 様

奈良県知事 荒井 正吾



徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

徳本砕石工業株式会社採石場拡張事業に係る環境影響評価準備書について、環境保全の見地から下記のとおり意見を述べる。

記

準備書に記載された対象事業の目的および内容は、徳本砕石工業株式会社（以下「事業者」という。）が奈良県吉野郡大淀町芦原377-1他、高市郡高取町清水谷2292-2他（以下「対象事業実施区域」という。）において、採石場を拡張するものである。

対象事業実施区域は森林地域であること、拡張区域が大規模であり、また事業実施期間が長期にわたることを踏まえ、事業者は自然環境及び周辺地域の生活環境への影響に十分に配慮すること。また、必要に応じて関係機関と協議のうえ、以下の点に配慮して環境への負荷をできる限り回避、低減する保全措置を行うことが適当である。

1 騒音・振動について

発破作業等に伴い発生する騒音について、周辺の民家付近において環境基本法に基づく「騒音に係る環境基準」との整合性が図られているかで評価しているが、当該事業場は騒音規制法に基づく特定工場であるため、敷地の境界線において「特定工場等において発生する騒音の規制基準」との整合性が図られているかで評価し、必要に応じて環境保全措置を講ずること。

2 動物・植物・生態系について

ア 生態系の上位性の注目種について、イタチ属を選定しているが、現況調査で在来種であると確認ができていないのであれば、注目種として選定すべきではなく、生態系の保全の観点から在来種を注目種として選定し、生態系への影響の低減を図る環境保全措置を講ずること。

イ サシバについて、現況調査結果及び既存資料から生息環境や行動圏を整理するとともに、周辺地域の生息適地の分布状況についても評価書に記載すること。また、モニタリング調査について、2年毎に1回の調査で営巣が確認されなかった場合に調査を終了する旨準備書に記載されているが、これが終了したとしても現在確認されているサシバの営巣木に採取区域が最も近づく時期（当該地の認可手続まで）に、改めて営巣状況の調査を実施することを評価書に記載すること。

3 景観について

緑化計画における緑化手法について、地域の景観への影響に配慮し、法面部と平坦部の植栽を区分して評価書に記載すること。